

月日	期日前	告示前	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令	備考
1.20 (火)	82	73	1 事務担当者会議 (県民局)				
1.21 (水)	81	72	1 事務担当者会議 (県民局)				
1.28 (水)	74	65	1 定例委員会 2 ポスター掲示場の区画数の決定・通知	規24			
1.30 (金)	72	63	1 選挙長関係諸用紙作成期限 2 候補者関係諸用紙納品期限 3 政党等関係諸用紙作成期限				
2.5 (木)	66	57	1 委員長・書記長会議 (投票速報事務説明を含む) (13:30～ 農業共済会館) 2 選挙長会議 (15:00～ 農業共済会館)		1 委員長・書記長会議出席 (投票速報事務説明を含む) (市・区・町・県民局) ② 選挙長会議出席 (市・区・関係県民局)		
2.6 (金)	65	56	1 候補者関係諸用紙発送(姫路会場分) 2 都道府県選挙管理委員会委員長・書記長会議 (14:00～ 総務省)				
2.9 (月)	62	53			1 候補者関係諸用紙受領(姫路市受領)		
2.10 (火)	61	52	1 立候補予定者説明会 (13:30～ 姫路市役所大会議室)		1 立候補予定者説明会出席 (市、関係県民局)		
2.12 (木)	59	50	1 立候補予定者説明会 (13:30～ 県民会館けんみんホール) 2 政治活動等に関する説明会 (16:00～ 県民会館けんみんホール)		1 立候補予定者説明会出席 (市・区・関係県民局) 2 政治活動等に関する説明会 神戸市出席(合同開催)		
3.12 (木)	31	22	1 啓発物件(第1次)納品・発送 2 候補者交付物件納品期限 3 確認団体交付物件納品期限 4 選挙運動関係諸用紙作成期限		1 啓発物件(第1次)受領		
3.16 (月)	27	18	1 候補者交付物件の点検 2 確認団体交付物件の点検		1 ポスター掲示場設置場所表示図等の提出期限(関係町)		
3.17 (火)	26	17	1 投票用紙の搬送 2 投票関係諸用紙納品・発送		1 投票用紙の受領 2 投票関係諸用紙の受領		
3.18 (水)	25	16			① 立候補届出等予備審査 ② ポスター掲示場設置場所の表示図等の交付 ③ 選挙公報原稿予備審査 ④ 予備審査を受けた者を県委員会へ報告	令111の2	
3.19 (木)	24	15			① 立候補届出等予備審査 ② ポスター掲示場設置場所の表示図等の交付 ③ 選挙公報原稿予備審査 ④ 予備審査を受けた者を県委員会へ報告	令111の2	
3.20 (金)	23	14	1 啓発物件(第2次)納品・発送		1 啓発物件(第2次)受領		
3.24 (火)	19	10	1 候補者交付物件発送 2 選挙運動関係諸用紙発送 3 投票所掲示物件納品・発送 4 開票関係諸用紙納品・発送		① 候補者交付物件受領 ② 選挙運動関係諸用紙受領 ③ 投票所掲示物件受領 ④ 開票関係諸用紙受領		
3.25 (水)	18	9			① 候補者交付物件の点検		
3.31 (火)	12	3			1 選挙人名簿の縦覧場所の告示期限	法23	
4.1 (水)	11	2			1 選挙人名簿登録予定者数の報告		

月 日	期 日 前	告 示 前	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令	備 考
4.2 (木)	10	1	1 立候補届受付速報リハーサル 2 選挙人名簿登録者数のとりまとめ 3 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定 4 選挙執行準備完了 5 シンボル旗掲揚式		1 選挙人名簿登録基準日 2 選挙人名簿登録日 3 選挙人名簿登録者数の報告 4 不在者投票用紙等事前請求者に対する郵便による発送開始(市区町委員会の定めた日から) 5 ポスター掲示場設置完了 6 選挙執行準備完了	特令1 特令1 令22 令53・59の4	
4.3 (金)	9	0	【告示日】 1 選挙期日の告示 2 選挙長及び同職務代理者の選任・告示 3 選挙長の職務を行う場所の告示 4 選挙会の日時及び場所の告示 5 開票事務と選挙会事務との合同の告示 6 神戸市議会議員選挙との同時選挙執行に伴う投開票の順序の告示 7 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 8 選挙人名簿登録者数の50分の1の数等の告示 9 選挙長から候補者氏名等の報告受理 10 確認団体からの各種届出受理・交付事務 (1)確認団体の確認申請の受理及び確認書の交付 (2)確認団体の政治活動用自動車の表示証の交付 (3)確認団体の頒布するビラの届出受理 (4)政談演説会開催届出の受理及び政談演説会告知用立札看板の類の証の交付 (5)確認団体の政治活動用ポスター証紙の交付 (6)確認団体の機関紙誌の届出受理開始 11 確認団体名等を市区町選管に通知 12 違反文書図画の撤去命令及び通報 13 違反設置選挙事務所の閉鎖命令及び報告書の受理 14 選挙啓発宣伝の開始 15 選考公報掲載(修正・撤回)申請期限 16 選挙公報掲載の順序を定めるくじの執行(18:00 県選管委員会室) 17 選挙公報製版 18 立候補届出状況を総務省へ報告	特法2 法75 令80・81 規7 法78 法79 法122 法196 自治法74等 法86の4 法201の8 規79 法201の11 規81 法201の8 規90 法201の11 規80・86 法201の11 規82・83 法201の15 規88 法147・201の11 規18・87 法134・規17 法6 公報条3 規58・61 規62	【告示日】 1 (期日前)投票管理者及び同職務代理者の選任・告示 2 開票管理者及び同職務代理者の選任・告示(開票事務と選挙会事務を合同して行う選挙区を除く) 3 期日前投票所の設置場所等の告示 4 (期日前)投票所の開閉時刻の変更告示及び(期日前)投票管理者への通知 5 開票の日時及び場所の告示(開票事務と選挙会事務を合同して行う選挙区を除く。以下開票立会人の項について同じ) 6 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の告示 7 ポスター掲示場設置場所の告示 8 選挙人名簿登録者数の50分の1の数等の告示 9 (期日前)投票立会人の選任及び本人、(期日前)投票管理者への通知 10 候補者氏名等の通知受理及び投・開票管理者への通知 11 開票立会人の届出受理開始 12 選挙事務所設置(異動)届出受理開始 13 個人演説会等(公営施設使用)開催申出の受付並びに開催の可否について通知 14 個人演説会等(公営施設使用)開催手続の細目決定 15 違反文書図画の撤去命令及び通報 16 違反設置選挙事務所の閉鎖命令 17 選挙啓発宣伝の開始 18 投票所入場券の交付開始 19 確認団体名等の通知受理 20 選挙時登録縦覧・異議申出受付開始/期限 21 無投票の場合の通知受理及び投票管理者への通知 22 氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの執行(19:00) 23 期日前投票所等における氏名等の掲示準備完了 24 ポスター掲示場の巡回	法37、48の2 令24・25 法61 令67・68 法41・48の2 法40・48の2 法64 法62 法144の2 自治法74等 法38、48の2 令27、49の7 令92 法62、令69 法130、令108、規16 法163 令112～117 規57 令125 法147・201の11 法134 法6 令31 特令1 法23・24 法100 令49 法175 規69 法175	

月 日	期 日 前	告 示 後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令	備 考
			○選挙長の担当事務 ① 立候補氏名等の告示 ② 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 ③ 無投票の場合の告示	法 86 の 4 法 76(62) 法 100	○選挙長の担当事務 ① 立候補届出受理 ② 候補者に諸物件の交付 (1)選挙運動用自動車(船舶)の表示 (2)選挙運動用拡声機の表示 (3)街頭演説用標旗 (4)選挙運動員用腕章 (乗車・船舶及び街頭演説) ③ 候補者からの申請・届出の受理開始及び確認書の交付 (1)選挙事務所設置(異動)届出 (2)出納責任者選任(異動)届出 (3)事務員等の届出 (4)選挙公報掲載(修正・撤回)申請 (5)選挙運動用自動車の使用の契約届 (6)自動車燃料代確認申請 (7)自動車燃料代確認書交付 (8)ポスター作成契約届 (9)ポスター作成枚数確認申請 (10)ポスター作成枚数確認書交付 ④ 立候補氏名等の県委員会への報告 ⑤ 立候補氏名等の市区町選管並びに候補者住所地区区町長及び選管への通知 ⑥ 諸証明書の交付 ・通称使用認定書 ・候補者用通常葉書使用証明書 ・選挙運動用通常葉書差出票 ・新聞広告掲載証明書 ⑦ 選挙立会人の届出受理開始 ⑧ 無投票の場合の県委員会及び投票管理者への通知 ⑨ 立候補者の被選挙権の有無の照会 25 立候補者の被選挙権の有無の回答	法 86 の 4 法 141 法 141 法 164 の 5 法 141 の 2 法 164 の 7 法 130、令 108 規 16 法 180・182 法 197 の 2、令 129 公報条 3 規 58・61 公営条 3 規 20 規 21 規 21 公営条 12 規 20 規 21 規 21 法 86 の 4 令 92 令 89(88) 郵規 2 郵規 8 規 32 法 76(62) 法 100	
4.4 (土)	8	1	1 選挙公報印刷(立会校閲) 2 選挙公報市区町委員会宛発送 3 違反文書図画の撤去命令及び通報	法 201 の 14	1 選挙公報受領開始 2 期日前投票及び不在者投票開始 3 違反文書図画の撤去命令及び通報 4 期日前投票所等における氏名等の掲示 5 期日前投票所投票録の作成(～4/11)	法 48 の 2 令 4 章の 3 法 49、令 5 章 法 201 の 14 法 175 令 49 の 9	
4.5 (日)	7	2	1 選挙公報印刷(立会校閲) 2 選挙公報市区町委員会宛発送		1 個人演説会(公営施設使用)開始 2 選挙公報受領	法 163	

月 日	期 日 前	告 示 後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令	備 考
4.6 (月)	6	3	1 第1回期日前投票状況報告 とりまとめ及び記者発表 2 選挙公報印刷完了 3 選挙公報市町委員会宛発送		1 第1回期日前投票状況報告 2 <u>選挙公報受領</u>		
4.7 (火)	5	4	1 点字による選挙のお知らせ 納品期限・発送 2 音声による選挙のお知らせ 納品期限・発送		1 投票所の告示期限 2 点字による選挙のお知らせ 受領 3 音声による選挙のお知らせ 受領	法 41	
4.8 (水)	4	5	1 投開票速報関係諸用紙発送 2 投開票速報リハーサル 3 点字氏名揭示納品期限・発送		1 郵便等不在者投票請求受理 期限 2 投開票速報リハーサル 3 点字氏名揭示受領	令 59 の 4	
4.9 (木)	3	6			1 開票立会人届出期限 2 開票立会人を定めるくじの 執行 3 開票立会人が3人に達しな い場合の選任及び通知 4 開票立会人氏名等を開票管 理者に通知 5 投票立会人の選任通知期限 6 投票立会人氏名等を投票管 理者に通知 ○選挙長の担当事務 ① 選挙立会人届出期限 ② 選挙立会人が 10 人をこえる 場合及び同一の政党その他の 政治団体に属する候補者の届 出に係るものが3人以上ある 場合のくじの執行 ③ 選挙立会人が3人に達しな い場合の選任及び通知 ④ 補充立候補届出期限	法 62、令 69 法 62 法 62 令 70 の 2 法 38 令 27 法 76(62) 令 82(69) 法 76(62) 法 76(62) 法 86 の 4	
4.10 (金)	2	7	1 選挙公報配布完了の確認 2 自動車による啓発開始	公報条 5 規 65	1 選挙公報配布期限 2 <u>自動車による啓発開始(地方 書記長)</u>	公報条 5 規 65	
4.11 (土)	1	8	1 第2回期日前投票状況報告 とりまとめ及び記者発表 2 選挙運動最終日 3 投票所の入口から 300m 未 満の区域内にある選挙事務所 の閉鎖命令準備 4 開票所FAX送信テスト 5 当日有権者数(前日値)の報告 6 投・開票速報準備完了 7 自動車啓発	法 129 法 132、134	1 第2回期日前投票状況報告 2 選挙運動最終日 3 期日前投票及び不在者投票 最終日 4 選挙人名簿(抄本)を投票管理 者に送付(投票開始時刻まで) 5 投票所準備完了 6 投票所内の氏名揭示準備完 了 7 開票所FAXテスト 8 当日有権者数(前日値)の報告 9 投・開票速報準備完了 10 投票所の入口から300m未 満の区域内にある選挙事務所 の閉鎖命令の準備 11 開票立会人が3人に達しな くなった場合の選任及び通知	法 129 法 48 の 2、49 令 28 法 175 法 132・134 法 62	

月 日	期 日 後	告 示 後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令	備 考
4.12 (日)	0	9	【投・開票日】 1 期日前投票結果報告とりまとめ及び記者発表 2 速報本部の設置 3 投・開票速報の受信・集計・発表 4 自動車啓発		【投・開票日】 1 期日前投票結果報告 2 不在者投票を投票管理者へ送致 3 期日前投票箱等を開票管理者へ送致 4 投票状況及び結果を速報本部へ報告 5 開票状況及び結果を速報本部へ報告 6 開票関係書類の受領 7 啓発 【投 票】 △1 投票立会人が2人に達しなくなった場合の選任及び通知 △2 選挙人名簿との対照・投票用紙の交付 △3 不在者投票調書の作成 △4 投票録の作成 △5 投票箱・投票録・選挙人名簿を開票管理者へ送致 △6 投票に関する書類の保存 【開 票】 △1 開票立会人が3人に達しなくなった場合の選任及び通知 △2 仮投票等の受理・不受理の決定 △3 投票の効力の決定 △4 得票数の朗読 △5 開票録の作成 6 投票、投票録及び開票録の保存 7 選挙人名簿・投票・開票に関する書類の保存 【選挙会（一部13日に実施）】 ① 選挙会の開催 ② 選挙立会人が3人に達しなくなった場合の選任通知 ③ 当選人の決定及び県委員会への報告 ④ 選挙録の作成 ⑤ 選挙会関係書類を県委員会へ送付 ⑥ 当選の告知 ⑦ 当選証書の付与	令 60 法 48 の 2 (55) 令 76 法 38 法 44 ・ 45 令 35 令 61 法 54 法 55 令 45 法 62 法 66 ・ 令 71 法 67 令 73 法 70 法 71 令 22 の 2 ・ 45 ・ 77 法 77 ・ 80 法 76(62) 法 95 ・ 101 の 3 法 83 令 85 法 95 ・ 101 の 3 法 105	
4.13 (月)	1	10			△1 投票点検結果報告の提出 2 ポスター掲示場の撤去 3 啓発用文書図画の撤去 ○選挙長の担当事務 ① 投票点検結果報告の受理	法66 法66	

月日	期日後	告示後	県委員会	根拠法令	市区町委員会・地方書記長	根拠法令	備考
4.27 (月)	15	24	1 選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回目) 2 選挙の効力に関する異議申出提起期限 3 当選の効力に関する異議申出提起期限	法189 法202 法206	<u>1 選挙運動費用収支報告書提出期限(第1回目)(地方書記長のみ)</u>	法189	
選挙及び当選の効力確定後			1 供託物返還開始 2 残余投票用紙等処分の通知	令93	<u>1 供託物返還開始(地方書記長のみ)</u> 2 残余投票用紙等の焼却処分開始及び県委員会への報告	令93	

(注) ○印：選挙長(選挙長担当の市区町選管及び地方書記長)の職務

△印：投票管理者、開票管理者の職務

下線：地方書記長も関係する職務

※ 根拠法令略語

法：公職選挙法

令：公職選挙法施行令

規則：公職選挙法施行規則

規：公職選挙執行規程

特法：地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

特令：地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

自治法：地方自治法

ポ条：兵庫県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

公報条：兵庫県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例

公営条：兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

郵規：公職選挙郵便規則